

浦安キャンパス MUSE-net 利用申合わせ

1. 趣旨

この申合わせは、明海大学メディアセンターにおける MUSE-net の利用に関し必要な事項を定める。

2. MUSE-net

MUSE-net は「明海大学浦安キャンパスメディアセンター規程」の第3条第3号に言及される情報処理教育のための設備と、第6号に言及されるコンピュータネットワークの基幹的設備でメディアセンターが直接管理する情報機器、ソフトウェア、ネットワークサービスの全体を含むネットワークシステムの名称である。

3. MUSE-net の利用

MUSE-net の利用とは、次の各号に掲げる行為をいう。

1. MUSE-net に含まれる端末機器を利用すること
2. MUSE-net のネットワークサービスで認証を要するものを学内外で利用すること
3. MUSE-net に機器を有線、無線で接続すること

4. 利用の範囲

MUSE-net システムは、明海大学（以下、「本学」という。）における次の各号に掲げる目的のために利用することが出来る。

1. 学術研究
2. 教育
3. 学術交流
4. その他、メディアセンター長が適当と認めたもの

5. 利用者の資格

MUSE-net を利用することが出来るのは、次の各号に掲げる者とする。

1. 教職員
 2. 以下に挙げる本学の学生
 - a. 学部生
 - b. 大学院生
 - c. 別科生
 - d. 学部研究生
 - e. 大学院研究生
 - f. 科目等履修生
 - g. 特別聴講生
 3. 浦安キャンパス教育後援会役員および事務局
 4. 浦安キャンパス同窓会役員および事務局
 5. 図書館利用者
 6. オープンカレッジにおけるパソコン関連科目受講生
 7. 見学、学術交流目的での来訪者
 8. その他、メディアセンター長が適当と認めた者
6. MUSE-net の利用申請
1. 前条第 1、3、4 号に該当し、MUSE-net を利用しようとする者は、別記の定められた様式の申請書をメディアセンター長に提出し、その承認を得なければならない。
 2. 前条第 2 号に掲げる者で、MUSE-net システムを利用しようとする者は、指導教員又は受入教員等（以下「指導教員等」という。）に申し出て、その承認を得なければならない。ただし、入学時一括で認められている MUSE-net の利用についてはその必要はない。
 3. 前号の申し出を承認した指導教員等は、別記の定められた様式の申請書をメディアセンター長に提出し、その承認を得なければならない。
 4. 前条第 5、6、7 号に該当する者は利用申請をすることは出来ない。前条第 5、6、7 号に該当する者に、MUSE-net の利用者番号（ユーザー ID）を一時的に利用させる教職員は、別記の定められた様式の申請書をメディアセンター長に提出し、その承認を得なければならない。
 5. メディアセンター長は、利用の申請を承認したときは、利用者番号、識別符号、機器番号、アクセス権限の範囲、その他必要事項を申請者に通知するものとする。
7. MUSE-net の利用の変更・廃止の申請

MUSE-net の利用について変更、廃止をしようとするときは、別記の様式の申請書でメディアセンター長に届け出て、その承認を得るものとする。

8. 申請の処理

1. 利用申請の処理

メディアセンター長は、MUSE-net の利用を承認したときは、ネットワーク管理者に、利用者番号（ユーザーID）、識別符号（パスワード）、機器番号（IP アドレス、マシン名）の登録、アクセス権限の設定など利用に必要な処理を行わせるものとする。

2. 変更・廃止の申請の処理

メディアセンター長は変更・廃止の申請を受理した場合は、ネットワーク管理者に、関連する利用者番号（ユーザーID）、識別符号（パスワード）、機器番号（IP アドレス、マシン名）、アクセス権限などの割り当てを変更・消去させるものとする。

9. MUSE-net の利用期限と期限後の処理

1. 授業用フォルダにあっては当該年度末までとする。ただし、延長の申請があった場合は、その都度、年度単位で期間を延長する。
2. その他については、利用者の在職、在籍の期間か、廃止の申請における廃止の期日とする。
3. メディアセンター長は、期限を迎えた利用者番号（ユーザーID）、機器番号（IP アドレス、マシン名）や関連する設定をネットワーク管理者に消去させるものとする。

10. MUSE-net の一時利用

1. 図書館利用者、見学者、オープンカレッジの受講者、学术交流目的での来訪者は（第5条第5、6、7号）、一時使用の利用者番号（ゲストユーザーID）に限って MUSE-net を利用することが出来る。
2. ネットワークに支障が起きている場合、教職員、学生（第5条1、2号）は管理者が指示した一時利用の利用者番号を使用することが出来る。
3. その他、管理者が、一時使用の利用者番号による MUSE-net の使用を指示する場合がある。

11. 利用の条件・禁止事項

1. 利用者は、学術研究、教育、学術情報の流通等のシステムの運用をその利用の目的とし、この申合わせに定められた他の条件、また、ネットワーク運用専門委員会の定める他のガイドライン、申し合わせ、内規を遵守しなければならない。
2. 利用者は、利用者番号（ユーザーID）、識別符号（パスワード）、機器番号（IP アドレス、マシン名）を、他の者に貸し与えてはならない。識別符号については、他の者に伝えてはならない。
3. 利用者は、他の利用者に割り当てられた利用者番号、機器番号を使用してはならない。
4. 利用者はネットワーク管理者の許可なくして、MUSE-net に含まれる機器の設定変更や、ソフトウェアの導入、除去をしてはならない。
5. 利用者は、利用にあたってネットワーク管理者、システム管理者の指示に従わなければならない。

12. MUSE-net の利用の停止

メディアセンター長、ネットワーク管理者は、前条に掲げる事項に違反した利用者の MUSE-net の利用者番号、機器番号、ネットワークサービスの利用を停止する。

13. 機器の切り離し

メディアセンター長、ネットワーク管理者は、MUSE-net に重大な支障を及ぼすおそれがあるときは、その原因となる機器を MUSE-net から切り離すことが出来る。

14. 損害賠償・費用負担

1. 利用者が、故意又は重大な過失により設備、機器、ソフトウェア、データ等を汚損、損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。
2. 利用者は、MUSE-net システムの利用のために必要な費用をネットワーク運用専門委員会が定めるところにより、負担しなければならない。

15. 細則

この申合わせに定めるもののほか、この申合わせの実施に関し必要な事項は、ネットワーク運用専門委員会が定める。

付則

この申し合わせは、平成15年4月1日から施行する。

別記 申請様式一覧	
第1号様式	明海大学浦安キャンパスメディアセンターE-mail アドレス利用申請書
第2号様式	端末機器等接続申請書
第3号様式	端末機器等接続廃止届
第4号様式	MUSE-net 外部アクセスサーバ設置許可申請書
第5号様式	MUSE-net 教育用サービス 教職員ユーザー登録申請書
第6号様式	授業フォルダ作成申請書
第7号様式	Web サーバー利用申請書